

(1) 「障害者総合支援法」の施行に伴う障がい者計画・障がい福祉計画への影響について

○「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の成立について

障害者制度改革については、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）に基づき、その推進が図られてきた。この中では、障害者自立支援法を廃止し平成25年8月までに（仮称）「障害者総合福祉法」を施行することを目指すとされていた。

また、この間、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月成立し平成24年4月全面施行され、加えて、障害者基本法の一部を改正する法律が平成23年7月成立、同年8月から施行された。

これら、骨格提言や改正障害者基本法を踏まえ、新たな法律の検討が進められ、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」のとりまとめ・閣議決定がなされ、同年6月に修正・可決された（平成24年法律第51号）。



この法律の施行により

- ・「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる障害者総合支援法とし、障害者基本法を踏まえた基本理念の創設や、目的規定の見直しを行うこと（平成25年4月施行）
 - ・「制度の谷間のない支援」を提供する観点から、障害者の定義に難病などを加えること（平成25年4月施行）
 - ・障害程度区分を、必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す障害支援区分に変更すること（平成26年4月施行）
 - ・重度訪問介護の対象を拡大することや、ケアホームをグループホームに一元化すること（平成26年4月施行）
- などの見直しが行われることとなる。

○障がい者計画・障害福祉計画及び関連計画の計画期間

